

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東京所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
後四十番一地先まで	所沢市大字山口字山下後四十番一地先から同市大字山口字山下	区 間
一八・二五	十五・七五	敷地の幅員 (メートル)
六・九五		延長 (メートル)
よる	所沢市道拡幅事業に	備 考